

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（中田隆幸君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（中田隆幸君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月1日の日と同様ですので、御了承願います。

◎日程第1 議案第46号 川根本町個人情報保護条例の一部を改正する
条例について

- 議長（中田隆幸君） 日程第1、議案第46号、川根本町個人情報保護条例の一部を改正する
条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

- 10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

ただいま議長が言われた個人情報保護条例の一部改正について通告をしましたが、
質疑をさせていただきます。

1点目は、新旧対照表の2ページの第6条の2で、特定個人情報評価に関する規則第7条
第4項の規定に該当する場合は、川根本町個人情報保護審査会の意見を聞くとありますが、
全協では、審査会は案件が出された場合にその都度設置するとの説明でした。具体的なこと
はまだ何も決まっていないような感じでしたので、町はどのような場合に意見を聞くと考え
ておられるのか。また、審査会設置条例とか規則などをつくる必要はないのか伺います。

2点目です。6条の3項では、町が特定個人情報ファイルを保有しようとするときや、変
更しようとするときは、あらかじめ保護審査会に通知しなければならないとしており、通知
しなければならない項目として10項目を定めてあります。全協でも、太田議員も言われたよ
うに、審査会の構成メンバーは、行政の幹部だけで問題なしと片づけるようなことのないよ
う、外部監査のように外部の専門知識を持つ人が必要と私も思うのですが、どのように考え
ておられるのかお聞きします。

3点目です。同条2項では、適用外とする特定個人情報ファイルについても、10件定めて

あります。実際には、どのようなファイルの保有について保護審査会に通知し、意見を聞くのか。通知しない特定個人情報ファイルはどのように扱うのか。また、今、審査会に通知が必要と考える特定個人情報ファイルとはどんなものを伺います。

4点目です。第35条で、町が出資している法人の個人情報保護措置が規定してありますが、具体的にはどういう法人で、町が講ずるよう努力する保護に関する措置とはどんなことなのか伺います。

次、5点目です。今回の条例改正だけでも、行政はマイナンバー施行により、準備からその後の手続など膨大な事務が発生すると思うのですが、その人材確保はどう考えておられるのか、そのために費用はどれくらいで、町の持ち出しはどれくらいと考えておられるのか伺います。

6点目です。国は、マイナンバーの導入、活用で行政事務の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現に必要な不可欠であるような宣伝をしています。マイナンバーは単なる行政手続の簡略化にとどまらず、一つの番号で管理される情報は膨大で、住民にとっては、個人情報の漏えい・悪用などの危険にさらされることになり、メリットよりデメリットのほうが大きく、実際には手続の煩雑化、セキュリティーの管理の複雑化、経費の増大などは自治体だけでなく、それを義務づけられる企業にも求められているものです。

企業は、社員とその家族全員の番号を提出させ、安全管理を義務づけられ、漏えいすれば懲役、罰金が科されたり、セキュリティー対策も求められるなど、小規模事業所ほどその対応が困難で、大変遅れていると報道されています。それにもかかわらず、猶予措置もなしで来年1月からスタートすることになっておりますけれども、仮に従業員100人くらいの企業で初期費用1,000万円、ランニングコストは年間400万円などの試算も出されており、大変な負担を課すものですが、財政支援などが企業にもあるのかどうか。また、当町にある事業所への周知、さらに取り組み状況、それから事業所からの質問、要望などがあるかどうか伺います。

○議長（中田隆幸君） 答弁を求めます。総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 鈴木議員のほうから6点ほど質問がありましたけれども、説明の内容が長くなりますので、少しお聞きください。

まず、1点目の対照表の6条の2で言われている審査会の意見を聞く、このような場合はどのような意見を聞くのかという考え方を教えてくださいということですが、6条の2で特定個人評価に関する規則第7条第4項に規定に該当する場合は、個人番号を含む個人情報、各種業務を取り扱う前に個人のプライバシー等に与える影響がある場合には、審査会の意見を聞くというものです。当初の保護評価においては、住民基本台帳法、予防接種法、地方税法、国民健康保険法などにかかわる事務など8項目が基礎評価項目評価となりますので、審査会の意見を聞くことが求められません。

新たに特定個人情報ファイルを保有したり、変更する場合は、個人情報の保護に関する学

識経験のあるものを含む者で構成された合議制の機関の意見を聞くものとする事とされていることから、個人情報審査会がその役割を担うことになるかと思えます。川根本町の個人情報審査会については、川根本町個人情報保護条例第4章にて、調査審査するために設置規定されています。川根本町個人情報保護条例施行規則第12条にて、審査会の運営について規定されている状況でありますというようなことをごさいます。

続いて、2番目の6条の3に関連して、審査会の構成メンバーはどのように考えているかということをごさいますけれども、審査会については個人情報制度に関する重要な事項を審議していただく機関となりますので、今後マイナンバー制度に関連して審査することが予想されるため、弁護士や司法書士などを含む学識経験者から成る5名の委嘱を予定するところをごさいます。

続きまして、3番目に、同条2項では適用外とする個人情報ファイルが10号も定めてありますが、どのような審査会へ意見を聞くのかというようなことをごさいますけれども、特定個人情報ファイルとは、番号法第2条第9項に規定するもので、番号法をその内容に含むファイルのことをいいます。第6条の3の2項により適用外にする特定個人情報ファイルについて、10の号を設けて規定しています。参考までに申しますと、2号では、職員の人事や給与、福利厚生に関する事項の記録、また5号では1年以内に消去することになる記録情報などが適用外となります。

今後、審査会に通知が必要となる特定個人情報ファイルについては、実施機関が新たに特定個人情報ファイルを保有したり、ファイルの名称や利用目的などが変更されるような場合には、審査会に通知しなければならないという規定になっております。

続いて、4番目ですけれども、第35条の町が出資している法人はどのようなものかということをごさいますけれども、ここでいわれる出資法人については、川根本町個人情報保護条例施行規則第15条にて規定され、資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人のことをいいます。現在、当町にはそのような該当する法人はございませんけれども、今後町の事務または事業と密接な関連を有する法人、例えば第3セクターというようなものがあらわれた場合は、個人情報の適正な取り扱いを行うように対応していくものです。

続いて、5番目ですけれども、今後の条例改正でもマイナンバー施行により人材確保、それから費用はどれぐらいかかるかというようなことですが、マイナンバー制度においては、今回の条例改正をはじめ個人情報保護の整備がされて、10月から番号通知カードが郵送され、来年の1月から行政機関等によるマイナンバーの利用が開始されるところです。御指摘のとおり、各機関との連携やシステムの改修などの事務が考えられますが、国の動向や指導のもとに状況を確認しながら万全の体制をもって進めていきたいと考えているところです。

なお、当面は個人通知カード郵送に伴う個人カードの交付手続が主な業務になるかと思えます。業務がスムーズにいきますように各課と連携を図りながら進めていきたいという

ころでございます。

なお、今後の財政支援については、いまだ不透明な部分でございます。

6番目として、国はマイナンバー制度について事業所等の財政支援はあるか、また事業所等への通知、取り組み状況、事業所からの質問、要望などはどうかということですが、今回、国はマイナンバー制度の導入・活用効果として行政事務の効率化として、各種情報の名寄せ、突合の効率化として地方公共団体などで様々な情報の照合、転記、入力などに要している労力が削減され、複数の業務の間での情報連携が進むことで、作業の重複などの無駄も削減されます。

また、国民の利便性向上ということで申請届け出等の際の負担が軽減され、申請や届け出といった手続の際に添付書類が削減されるなど、行政手続の簡素化が図られ、負担の軽減が図られます。また、公平・公正な社会の実現としては、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや不正受給を防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援が行き届くのではないかとということでございます。

一方、懸念される事項としては、御指摘のとおり、個人情報の管理及び保護については主に3つの適切な管理から行っていきます。

まず1つ目は、情報の分散管理を行うということです。番号制度では、従来から各機関が保有する個人情報はそのままに、行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等による法律の範囲内でのみ情報共有ネットワークシステムを通じて情報の照会や提供が行われる分散管理が行われます。

2つ目は、マイナポータル、要するに情報提供等記録開示システムでございますけれども、これは29年1月から情報提供ネットワーク稼働と同時に、行政機関から個人番号のついた自分の情報をいつでもどこでやりとりされているか確認できるマイナポータルが稼働する予定でございます。

それから、3つ目として、特定個人情報保護評価として行政機関が個人番号を含む個人情報を保有するに当たり、対象となる事務において適切な保護を講じているか点検、確認を行う制度です。

以上のような体制を整えて、個人情報の保護に努めてまいります。なお、現段階では、事業所に対して国からの財政支援についての連絡は特段ございません。事業所に対しては、従業員を雇用する全ての民間事業の皆様も制度導入に向けた準備が必要となるため、8月に県が主催となり県内4会場にて説明会を開催しているところです。

町内の事業所が説明会に出席したかについては把握しておりませんが、また、現在までは特段、町に対し事業所から質問、要望は特にありません。今後制度について町広報紙やホームページにより周知を図っていきたいというところでございます。

以上、6点についてお答えさせていただきました。

○議長（中田隆幸君） 再質問はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君）　たくさん答えていただいて、議事録を見て確認をしていかなければならないと思いましたけれども、事業所にはない、支援がないということなど気になりました。

それから、一番最初の質問で、保護審査会ですけれども、やっぱり今後も案件が出た場合に、その都度設置をして開くのでしょうか。それとも、もう設置をしてあって、人も構成委員、学識経験者ですか、5人、弁護士さんとか司法書士さんなどそういう方たちをもう決めて、委員会は設置されていて、それで案件が出たらその都度開くことになるのか。その点をお聞きします。

それから、目的なんですけれども、いろいろ言われましたけれども、作業の重複の無駄が省かれるとか、申請書類の簡素化とか、公平・公正な社会を目指すということで、本当に困っている人には適正な支援が差し伸べられようになるというふうな答弁があったのではないかと思います。言葉はちょっと違うかもしれませんが。その本当に困っている人に適正な支援がこのことによってできるようになるというのは、いったいどういうことなのでしょうか。現在も、本当に困っている人については、行政は適切な支援の手を差し伸べているのではないのでしょうか。そういう状態にはなっていないということなのでしょうか。

以上です。

○議長（中田隆幸君）　総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君）　2点ほどありましたけれども、まず、委員会の関係でございますけれども、先ほど説明したとおり、8項目については今年の9月までに指定をかけて、審査会の対象外に行政的に事務手続を行うというようなこととなりますけれども、その8項目が指定されたら、その変更とか追加の項目がいろいろ出てきますので、委員会は早急に立ち上げて、その勉強会もやっていかなければならないと思いますので、できるものでは、先ほどちょっと委員のメンバーも申し上げましたけれども、早いうちに立ち上げて体制をとってきたいというつもりであります。

それから、公平・公正という点ですけれども、これにつきましては、話の内容等について、私どもの考え方としては、先ほど述べたようにそういうものであろうということでございますけれども、今後についてはその活用等を見ながら見ていかないと、答弁としてなかなかできないと。どのようなものが出てくるか、公平・公正、先ほど述べたことは事実であろうということは確認できますけれども、今後どうなっていくかということを描くということは、ちょっと差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君）　再質問ありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君）　1点目ですけれども、8項目については早急に認定審査会を立ち上げて審査しなければならぬということですが、これ以外に追加が出たら委員会を立ち上げてというふうな答弁がありましたよね。ということは、常設しているというわけで

はなくて、立ち上げから始めるんですか、その都度。委員会を設置しておくのではなくて、何かその必要が生じたときに、その都度、こういう委員の人を選ぶのか決めてあるのかわかりませんが、その都度立ち上げるということなんでしょうか。

それから、2点目ですけれども、本当に困っている人に適正な支援が差し伸べられるようになるというのは、今後の課題だという御答弁だったんですけれども、推移を見なければわからないということですので、私は、こういうことは、こういう背番号制がなくても、行政として当然やらなければいけないということではないかと思っているんですね。それができていないから、こういうマイナンバー制が、マイナンバーというんですか、必要だよと、その裏には個人の財産とか資産とか貯金、資産、貯金が入りますけれども、それから、どこからの支援があるとか、そういうことまで全部このマイナンバーを付すことによってわかるから、こういう本当に困っている人には適正な支援が差し伸べられるなんて言っているんじゃないかなと思うんですよ。行政として、何言ってるのと言いたくなるような言葉なんですけれども、行政ってそのためにあるんであって、大きいところでは、当町みたいに一人一人の顔が見える町でなければ、こういうことが必要だと考えるのか、困っている人が困っているよと言っていけば、それに対応するのが行政ではないかなと思うんですけれども、その支援が差し伸べられる原因というですかね、要因というですかね、何がその支援を差し伸べられる要因になるというふうに考えておられるんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 最初に、公平・公正な社会をつくるというのは究極の目的かと思えます。その中でどういう支援がされるんだということだと思いますけれども、その個人、今度は各行政機関が、いろんな行政機関が個々に持っている情報を、その対応に対して行政側として情報を入れられるということがいち早くできる、対応できるというようなことは、これは目に見えていることかと思えます。そういった観点から、そういう個々の支援ができていくかという表現になっているかと思えます。

それから、委員会の関係ですけれども、都度開催なのかということでございますけれども、この個人ナンバーができた、ナンバー制度ができる以上、都度ではなくて常時委員を指定して進めていくというような形になろうかと思えます。

よろしくをお願いします。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 原案に反対の立場から討論を行います。

今、総務課長からいろいろ説明がありましたけれども、行政が当然やるべき仕事についてマイナンバー制が、マイナンバーが必要だよというふうな、そうすれば公平・公正な社会が実現できるよというふうな答弁に聞こえたんですけども、今回提案された個人情報保護条例の一部を改正する条例案については、国が国民の個人情報を一元的に管理・活用する12桁のマイナンバーの利用範囲を、まだ始まっていない現状で拡大する改正と、ビッグデータを活用してビジネスチャンスの拡大を図ることを目的として、事業者が情報を第三者に提供できるようにすることなどを盛り込んだ個人情報保護法の改正案がこの3日に、今月3日に衆議院本会議で可決、成立したことなどを受けて、町の個人情報保護条例を改正しようとするものではないかと思うんですけども、マイナンバー制度については、いまだに1つの番号で国民の個人情報を照合できるようにすることに対して、多くの有識者や国民が反対の声を上げており、反対していない人でも、何がいったいどうなるのかわからないよというようなとか、また、そんなの持ちたくない、怖いよなどと言う人の声も多く聞きます。

年金情報の大量流出発覚以降は、国会でも法案審議もとまっていたものを、日本年金機構に対してマイナンバーを取り扱う時期を来年1月から最大で1年5カ月遅らせるとか、マイナンバー制度の基礎年金番号の接続は、予定されている再来年1月より最大で11カ月遅らせるなどとして、見切り発車をさせるものです。

さらに、マイナンバーの利用範囲を戸籍や証券分野、買い物への消費税還付などにも拡大を目指していることなども、最近のニュースでは報道されています。安易な利用拡大が続けば、個人の権利や利益の保護は後退しかねず、より深刻なプライバシー侵害や犯罪を招くおそれが増大します。

今回の改正が、財界が求めるビッグデータの活用を促進するためであることは、個人情報保護法改正の目的に新たな産業の創出と書かれていることでも明らかです。当町でも、「よくわかるマイナンバー制度」という小冊子を全戸に配布し、広報かわねほんちょう9月号にも簡単な説明が掲載されましたが、どちらも政府の広報そのままに、よいことはたくさん並べていますけれども、情報漏えいや悪用による被害などについては、心配しなくても国がやることだから大丈夫だよみたいな言い方がされていて、マイナンバー先進国であるアメリカや韓国などでは情報漏えいや悪用が後を絶たない状況です。セキュリティーが追いつかないということなども報道されています。

また、先進国の中で番号制がないのは日本だけだとか、日本は後進国だなどという意見もありますけれども、宣伝もされていますけれども、番号制は日本も年金や住民票、健康保険、所得税の整理番号など限定した形で使っており、今回日本が取り入れる全国民への強制的で半永久的な共通番号制、全てを一つの番号で統一するをとっている国はないというほうが正確だということも、いろいろ調べていくうちにわかりました。決して日本が、マイナンバーではないんですけども、番号制度で遅れているという国ではないということを知りました。

利便性のメリット以上に、一旦流した個人情報には回復不可能です。罰則があるなどと言っていられない重大な問題ではないでしょうか。

参議院の内閣委員会では、マイナンバーに指紋など生体認証の導入を検討する附帯決議が可決され、個人情報保護というより、国民監視体制が強固になるような気がします。一地方自治体に国が導入開始を決めたことを拒否する権利がないとしても、議会はそういう行政を励ます意味でも住民を守る立場で毅然と反対の声を上げることができます。国民に選ばれた国会議員の多数が占める与党に対し、国民の声に耳を傾けさせる重要な機会であるとも考えます。

先ほどの質疑でも、個人情報の保護や不服への対応などで一番重要になると思われる当町の個人情報保護審査会について、常に常設していくのか、それともその都度案件が出たときに招集するのかという回答については、もう一度聞いた限りではわかりませんでした。確認することができませんでした。専門的な知識を有する人材の確保やセキュリティーへの対応も不安があります。

今後、どれだけ費用や手間が町や零細な民間企業にかかるかも曖昧なもとの、期日を決めて上から押しつけの見切り発車がどんなに行政を苦しめるかということもわかります。だからこそ私は、車の両輪である議会の一員として、行政を代弁してこのような無謀な国の姿勢に見切り発車をする国の姿勢に反対の声を上げるためにも、当議案には賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 11番、小藪でございます。

このマイナンバー制度は、いろいろ報道、あるいはテレビ、新聞で報道されておりますけれども、いろんなメリット、デメリットがあるのも事実でございます。そういった中でメリットを強調して、殊さらに強調しているんじゃないかという今のお話ございましたけれども、これによって救われる面も多々あると考えられるところがございます。

この上位法がこういう状況で今決まろうとして、10月から始まるという、通知されるということでございます。現実的には、平成29年まで行かないと、いろんなものが見えてこないというような推測もできますが、国で決めた上位法によって川根本町はどうしたらいいかというような条例が今提案されているものでありまして、それによって、目的の第1ページにありますように、町が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するというところでございます。そういうものが保障されておりますので、このマイナンバー法、いろんなデメリットだけを強調すると、恐ろしいというような感じを受けるかもしれませんが、これによって社会基盤がしっかりしたものができればいいかなという思いで賛成といたします。

いろんなことを調べますと、ああ、そうかなというようなのがいっぱい出てきます。時間があれですけれども、例えば預金が、例えばですよ、極端な話1億円隠れた預金があったと。だけれども、その最近の所得がゼロに近い人は、所得税というものはなかなかかかりにくい、

補足されない。そういうときに、これがどんなふうな展開をしていくかわかりませんが、税金を取ることが100%いいことかどうかはわかりませんが、所得に関していろいろなものが、年金であろうが、所得税であろうが、住民税であろうが動いておりますけれども、そういう隠れた資産が浮き出てくる、これもマイナンバーという制度の一つのことかもしれません。そういうことを、いろんなことを考えますと、この法律、国の法律ができることによっていろんな弊害も出る、あるいはメリットも出る、その中でこの町がどのように対応していくかという町の条例でありますので、適切に運用されることを願って賛成いたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第46号、川根本町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第46号、川根本町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。



◎日程第2 議案第47号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する 条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第2、議案第47号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） これは通告をしていませんけれども、簡単なことなので質疑をさせていただきます。

移転などによる記載事項の変更や、有効期限が切れた場合の更新などによる再交付も必要かと思うんですけども、その場合も有料となるのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 急な質問で、うまく答えられるかわかりませんが、手数料条例の関係、基本的には最初の発行は無料、この前の全協で説明したように無料。それから、再交付については、ここに掲載されたように有料というような形で条例を上げさせていただ

いています。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） この個人カードですよね、個人番号カードの有効期限が年齢によって、二十歳以下でしたか、5年で、二十歳以上の人は10年とか決まっていますよね。そうすると、有効期限が切れると、さらにこのカードを必要と思えば、やっぱり再交付を申請しなければいけないのではないかなと思うんですけども、私が先ほど聞いたのは、その時に、要するに制度として期限を切って使えなくなるものを申請したから有料、お金を払いなさいというふうになるのか。例えば国保の保険証なんかは期限がありますけれども、ずっと更新されていますけれども、決して有料にはならないですね。そういうことについて、例えば国保は必要、行政の事務だからそうかもしれませんし、運転免許証なんかは、手続きをするときにお金が要りますよね。このカードについては、欲しいと思うんだから再交付は有料だよと、幾ら行政で決めた規則に従って申請するにしても、それは再交付になるんだから有料なのか、それとも、そういう行政が決めたことによる再交付は無料なのかなという。やらなければならないことについて、結局使えなくなってしまうわけじゃないですか。それについて、有料か無料かというのを確認したかったんですけども。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 再交付については有料という表現、当然、条例の中で書いてありますけれども、今言われているのは、更新ということになるかと思えます。その更新については、今急に言われたものですから、ちょっと調べてありませんけれども、もしよろしければ後でお答えさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

○10番（鈴木多津枝君） 議長、答弁が本会議の後でというのは、態度にもかかわってきますので、一旦暫時休憩をしてください。

○議長（中田隆幸君） ここで、暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時59分

○議長（中田隆幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） すみません、お待たせしまして申し訳ございません。

それでは、お答えをさせていただきます。

再交付につきましては、先ほど来御説明をさせていただいているとおり、新たに再交付するという形については、今回手数料条例で上げさせていただいております。鈴木議員御質問の更新につきましては、議員お話のとおり、未成年の場合は5年間、それ以上10年間ということもありまして、現在国において取り扱いについては検討中という形です。

詳細について、有効期限満了に伴う再交付手数料の取り扱いについては、現在のところまだ明確な定めはございません。いろいろ御心配される中で、住所変更、婚姻等に伴う苗字の変更等につきましては、イメージ的には運転免許証と同じような形で裏書を各市町村で行います。裏書をすることによって、個人番号カードについては、表面の部分はそのままですけれども、裏書という形で対応するという形になっております。その際については、裏書であれば通常手数料等はかかりませんが、御本人が再交付をしてほしいと、変えてほしい、表も名前を変えてほしいといった場合は、再交付という形になりますので手数料の対象になるということです。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 裏書というのは、カードそのものに書くのではなくて、カードは変更前のものをそのままにしておいて、行政のほうの記録を変えるということですか。それともカードにまた何か書きかえるのですか。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） お答えさせていただきます。

裏書、言葉のとおりカード裏面に記載をします。運転免許証、先ほど申し上げましたとおり、住所変更すると裏に新しい住所が書かれますけれども、それと同じようなイメージでお持ちいただければ結構かと思えます。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

反対しようかどうか非常に迷ったんですけども、やっぱり見切り発車だなという印象が本当に強い。行政も私の不意の質問、これは通告しなくてもいい質問でしたので質問させてもらったんですけども、それについても答えをするのにかなりの時間を要する。本当に行政を困らせている実態を私は今、目の前にしました。

先ほどの議案第46号の条例改正での反対討論でも述べたんですけども、このマイナバ

一制度というのは、国民の反対が多い中で国が強引に見切り発車させている制度であって、これに欠かせない通知カードや番号カード、これらの再交付の手数料を徴収するということを決める今回の徴収条例の一部を改正ですけれども、このカードでもたらされる個人情報の漏えい、あるいは成り済ましやひったくりなどの犯罪なども言われています。その被害などが本当にどれだけこれから発生するのか、アメリカなどの発生のニュースなども時々耳にしますけれども、本当に想像を絶するものではないかと思います。年金情報の漏れを見ても、そういうふうに感じます。

そして、またそれに対するセキュリティー対策や国、自治体、企業などの財政負担も結局最後は国民の負担、住民負担で消化されていくことになるのは、住基法を見ても同じだとわかると思います。

高齢者が多い町で介護保険や医療機関での提出などが義務づけられると、紛失や置き忘れなどは本当に避けようのないことだと思います。国による国民の個人情報の一元管理や活用を促すマイナンバー制度は、先ほども述べましたように賛成できないものであり、特に高齢者にさらなる負担を強いる再発行手数料など認められない。最初はただだ、ただだと言って強引に進める制度でなくてはならないものだったら、再発行も個人の紛失についても、やはり年齢的なことも考慮したり、無料とするのが当たり前であって、高齢者ほど負担を強いられる当条例改正には曖昧なところも、先ほどもありましたけれども、この条例においてさえ曖昧なことがある、そういうことで到底賛成できないことは明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に原案に賛成者の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 小藪でございます。

川根本町手数料条例の一部を改正するものでありまして、上位法で決まってきました法律の中身云々よりも、手数料本体のものを改正する案件でありますので、特段の手数料に関する高い安いでなくて、適当と思われまますので賛成いたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第47号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第47号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第48号 平成27年度川根本町一般会計補正予算
(第3号)について

○議長(中田隆幸君) 日程第3、議案第48号、平成27年度川根本町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

まず、本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

引き続き、質疑をさせていただきます。

通告をしましたところ、議員の皆さんにも事務局のほうで配付をしてくださったということで、非常に感謝をしております。たくさんありますので、聞いていてわからなくならなければいいと心配しながら、順に質問します。

2-1-9、最初からですけれども、11ページの2-1-9、簡略して言います。庁舎蓄電池設置工事の設計監理業務委託料220万円、それから工事請負費が2,476万円について、費用対効果をどう考えるかお聞きします。

それから、現在ある自家発電は燃料タンクで100時間、4日しか持たないので、パソコンや防災機器など最低必要な機器を動かすのに必要な15kWを太陽光発電でできる20kWで確保するため、リチウム蓄電池を設置したいという説明でしたが、蓄電池の容量や15kWへの対応能力、耐用年数、それから維持管理費用、近隣での利用状況などについて説明を求めます。また、予算額の積算根拠の説明を求めます。

次、2-2-5です。情報政策費ですけれども、企画費の観光防災Wi-Fiステーション整備工事請負費5,200万円について。昨年整備した防災情報ステーション5カ所は、予算が1,200万円くらいで、この箇所での公衆無線LANスポットは申請、登録が必要で、IDパスワードは2日間しか使えないとの説明がありましたが、今回整備するのは、同じ5カ所の整備なのですが、5倍近い予算額になっている。この理由についてと、それから整備内容などの説明を求めます。

それから、認証サーバーを導入して、新設、既設箇所ともにセキュリティーを確保し、利用しやすくして情報を発信して観光客を誘導し、町の商工観光事業の活性化を図るなどの説明がありましたけれども、どこが管理運営などをするのか、また商工会、観光協会などを考えておられるかを伺います。

それから、同目の13節共通番号制度対応VPN、セキュリティーのことですかね、装置設置委託料44万2,000円は、年金の情報の大量流出に対応して国が機器を自治体へ配付することですが、どのようなものか伺います。

それから、12ページにいきます。

2-3-1の税務総務費の13節、番号制度に係る税務システム改修業務委託料102万円は、

当初予算でも118万円とってありますが、増額する理由、委託先、それから補助率について説明を求めます。

それから、2-4-1、7節の臨時雇用賃金63万6,000円は、カードを交付するのに一人当たり10分から15分かかるという説明で、11月から3月までの5カ月分だという説明でしたけれども、交付とは、通知カードのことか個人番号カードのことか伺います。それから、その後の通知カードは世帯でまとめて送るのかという質問については、よくわかるマイナンバー制度の冊子に世帯でまとめると書いてありましたので、これは削除します。それから、一人の臨時職員で対応できるのでしょうか。

それから、13節の番号制度に係る既存住基システム改修業務委託料の230万円は何を行うのか。当初予算で170万円とってありましたけれども、今回増額する理由は何かを伺います。

それから、18節で備品購入費に105万8,000円上がっていますけれども、個人番号カードを発行する機器の購入費ということで、質問には民間サーバーと書いてしまいましたけれども、中間サーバーの間違いだということを指摘されました。中間サーバーと接続するという説明でしたけれども、住基カード発行機器はどうするのか。また、中間サーバーと接続する必要性や接続するための費用はどこが持って、作業はどこが行うのかお聞きいたします。

それから、6-1-4の19節、耕作放棄地再生利用対策事業費補助金300万円の増額について、当初予算で200万円とってあったものですが、取り組み状況の説明を求めます。当初予算の同じ節で、青年就農給付金300万円というのが当初予算に上がっていて、2人が申請されて給付が始まっているということも以前伺ったんです。つい最近伺ったんですけれども、耕作放棄地の再生利用などにも取り組んでおられるのかお聞きします。

それから、15ページの6-2-2、19節森林整備地域活動支援金事業補助金64万円について、島田市の製材所さんから計画が出たという、全協での説明の私の聞き間違いかもしれないんですけれども、出たということと、それから、80ha掛ける8,000円で県補助が4分の3、プラス事務費が1万円。それで計画は、壺町河内の人たちがつくるといような説明があったんですけれども、ちょっとつながらないです。もう一度説明を求めて、それから、どんな計画なのか説明を求めます。

それから、8-2-1の道路維持費、13節小規模修繕業務委託料1,281万円の増額について、今回細かい数字の補正予算額となっていますが、実施箇所が決まっているのでしょうか。当初予算の2,100万円と合わせてかなりの地区の要望に応えられるのではないかと思うんですけれども、何件くらいの要望があった中でどれくらいに対応するのか、一覧表などあれば、これは後ほどでもいいので出していただければと思いますけれども、どうでしょうか。

それから、16ページの8-2-2、道路新設改良費116万円について説明を求めます。

それから、12節の役務費の登記手数料15万2,000円や13節の分筆登記委託料90万円、17節の土地購入費11万円は、町道下泉河内川線の終点である徳山のケーブルテクニカ東側を現在幅1.8mの道を5mに広げ、延長125mを施工するものという説明があったんですけれども、

目的は何なのか。また、用地の購入面積はどれくらいなのか、単価についてもお聞きいたします。

それから、9-1-4の災害対策費、13節委託料で、防災行政無線機等保守点検委託料60万6,000円について、当初予算で241万円、半年分で10月まで契約を結んでいたということでしたが、高度情報整備が10月まで延びたので、切り替えまでの費用が追加で必要になったという説明だったんですけれども、これも私の聞き間違いがあるのかのかもしれませんが、遅れた理由と金額の積算根拠がわかれば教えてください。

それから、17ページの10-1-3の若者交流センターの設計監理業務委託料の220万円の増額の説明と運営維持管理などの説明を求めます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 最初に、総務課関連の関係から説明させていただきます。

最初に2款総務費の1項9目庁舎管理費です。その中で、蓄電池の導入に当たって15kWの対応能力、それから耐用年数、維持管理経費、それから近隣での利用状況について説明を下さいということです。今回補正予算で計上させていただいた蓄電池設置経費については15kW/h相当のリチウム電池、リチウム蓄電池の設置を計画するものです。役場本庁舎においては、現在自家発電と太陽光発電システムを整備しておりますが、今回の整備において自家発電機を稼働させることができない場合においても、災害対策本部において必要最低限のパソコンやプリンター、照明、無線、それから同報無線等を動かす必要があります。現在整備されている20kWの太陽光発電システムを有効利用するため、昼間は太陽光発電電力、それから夜間においてこの蓄電池を活用するというシステムを構築するものでございます。

この蓄電池の耐用年数については、参考資料等を調べますと、使用頻度によって少し異なるようですが、15年から20年程度と示されております。また、蓄電池の維持管理経費については、基本的に故障した場合の修繕費が必要と見込まれますが、定期的な保守点検は必要ないということと考えております。

続いて近隣での利用状況ですが、誠に申し訳ありませんが、これについては把握をしてございません。

それから、予算の算出根拠については、見積もりをもとに積算したものでございます。その見積もりの内容としては、工事の内訳ですけれども、リチウムイオン電池設置整備費、それからパワーコンデンサー設備費、それから接続・設置工事費のような内訳になってございます。

続いて、総務課関連の最後のほうにいきますけれども、9款消防費1項4目災害対策費の関係でございます。同報無線の関係で全協で説明したときに、遅れた理由と金額の積算根拠はということでございますけれども、今年度の高度情報化整備事業で、同報無線装置が「かわねフォン」にかわるため、当初予算では同報の保守点検を半年分の60万6,000円を計上し

ました。これは、当初予算要求時点では、「かわねフォン」の完成を3月、それから同報無線への切り替えを7月と予定したため、半年分を計上したわけですが、かわねフォン」が10月を完成目標とし、なおかつ同報無線にあつては2月までとなったため、現在の同報無線の保守点検料を補正させていただくというようなこととさせていただきます。

なお、保守点検については、国が示すガイドラインが基本的にありまして、最低年2回は実施することになっております。これに基づき、参考見積もりを徴取して積算とさせていただいているものとさせていただきます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、企画費の情報政策費の観光防災Wi-Fiステーションの整備工事費等について御説明をいたします。

まず、昨年度の整備でございますけれども、昨年度Wi-Fiステーション、これは屋外にポールを立てて無線機、太陽光パネル、蓄電池を搭載した整備箇所は、これは千頭の駅前広場の1カ所だけでございます。そのほかの役場本庁舎などの4カ所は、屋内用の無線機を取りつけて整備しております。これをアクセスポイントというような名称で言っております。

今年度の整備計画の箇所は、まずWi-Fiステーションが、建柱をしてやるものですが、けれども、フォーレなかかわね茶茗館、寸又峡公民館前の広場、徳山コミュニティ防災センターの3カ所となります。音戯の郷、山村開発センターの2カ所につきましては、屋内に無線機を取りつけるアクセスポイントというようなこととなります。このことから、整備箇所5カ所については同じでございますけれども、整備費がアクセスポイントとWi-Fiステーション、その箇所数が異なるということで増額となります。

また、昨年度は、災害時を想定した通信手段の確保を目的としていたけれども、今年度につきましては、平常時から利用者が利用しやすい環境をつくるよう簡易にパスワードを取得できるよう、また、万が一犯罪に利用された場合に利用者を特定できるよう認証サーバーを導入します。さらに、観光客の利便性の向上のため、観光ポータルサイトを構築するよう計画をしております。簡易的なパスワードの取得や観光ポータルサイトの利用につきましては、今年度の整備箇所だけでなく、昨年度整備しました箇所及び将来的に拡張する予定であるアクセスポイントでも利用できるよう既存のネットワークと連携を行う必要があるため、ネットワークの設計費も発生をいたします。

昨年度の整備箇所は、専用線でネットワーク網内の機器へつながっております。今回整備する整備箇所は、昨年度の事業で整備したネットワーク網と異なるため、ネットワーク網内にある無線制御装置と通信をするために新たにVPN装置、これもセキュリティーの関係で、それを導入する経費も入っております、工事費が増加をしております。

また、管理運営でございますけれども、サーバー管理につきましては、電気通信事業者である東海ブロードバンドサービス株式会社を予定をしております。また、観光ポータルサイ

トにつきましては、商店や宿泊施設の情報を各商店で更新できるように検討しているため、管理運営及びポータルサイトの掲載内容について観光協会、商工会を含めて商工観光課と内容を詰めていきます。

それと、13節の委託料の説明をいたします。VPN、バーチャルプライベートネットワークという機器でございますけれども、これは公衆回線に接続している拠点間を認証技術や暗号化を用いて保護し、専用線であるかのような接続を可能とする技術を指します。今回設置されるVPN装置は、大きさとしましてはB5用紙サイズ程度の箱型のものが配付される予定でございます。

各自治体や行政機関との情報連携において仲介的役割を有する中間サーバー・プラットフォームにもこのVPN装置が設置され、川根本町を含む各団体との間でセキュリティーが確保された通信を実施をいたします。そういう意味で、町のほうでは二重三重の鍵をかけるということで、この装置が必要となりまして、国からの機器を設置することとなりました。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 税務課長、伊藤千佳子君。

○税務課長（伊藤千佳子君） 番号法に係る税務システム改修業務委託料の増額補正理由等について御説明いたします。

既に番号制度に係る税務システム改修業務委託料として118万円の当初予算をいただいております。この費用は、番号制度対応に関する機能追加等の整備に係る一連の工程に要する費用のためのものでしたが、このたび新たなシステム改修の中で、税務分野としては情報連携機能の追加が指示されました。これは、中間サーバーへの情報提供データ登録に関する機能の追加と中間サーバーへの情報照会に関する機能の追加等のシステム改修になります。

当初予定したシステム改修内容に今回のシステム改修を追加した合算費用が220万円になりますので、追加となった費用分の102万円を増額補正させていただきたいものです。

次に、委託先ですけれども、SBS情報システムです。

次に、財源ですけれども、税務システム改修費用につきましては、国庫補助率は3分の2で100%の補助ではありません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） それでは3点ほど御質問があろうかと思っておりますけれども、お答えをさせていただきます。

まず、2-4-1、7節臨時職員の賃金についての御質問でございますけれども、この賃金につきましては、個人番号カードの交付事務に対応するためのものであり、通常の窓口業務に加え翌年1月からは、今までなかった個人番号カードの交付事務が新たに加わるということから、窓口対応を強化する意味での臨時職員の増加をお願いするものであります。

臨時職員につきましては、このカードの交付事務に専従となるわけでありませけれども、今、窓口は本庁舎2名おりますけれども、当然その職員も同時に対応をするということで、全体的に業務を強化するという形で対応を図っていくという考えでございます。したがって、一人の職員で対応するというものではございません。

2つ目の番号制度に係る13節のシステム改修補助金増額でございますけれども、国のほうの、国というか、先ほど御質問の中で割愛をしていただきましたけれども、カード自体は地方公共団体情報システム機構、通称、J-LISというところから各世帯に送付されるわけですし、そちらのほうにいろんなシステムがございます。そちらも含めての国側のシステムの強化、セキュリティー強化を図ることに伴いまして、各市町のシステムを同様に強化を図るという形の必要性が出てきたことに伴う、費用追加に伴うシステムの改修費用でございます。様々な対応が図られる、セキュリティー強化を図っていく中での改修でありまして、経費的には、全協のときにもお話をさせていただきましたけれども、費用については10分の10、国の交付金で対応されるものであります。

次に、18節の備品購入でございますけれども、中間サーバーという形のもので、先ほどちょっとお話をさせていただきましたけれども、直接的に各市町が個人情報、個人番号カードにかかわる様々な情報を仲介する、先ほど申し上げました地方公共団体情報システム機構のシステムとアクセスする際に、直接的にメインのシステムに介するのではなく、中間サーバーを介することによってセキュリティーの強化を図ることが図られております。そのため、中間サーバーを経由することによって情報がそのまま動くのではなく、複雑な暗号化された情報という形で介していくという手続になります。

各市町においても、この中間サーバーを介して個人番号に関する各種の情報処理を行うことになり、事務処理上そのための端末処理機が必要という形で今回補正を要求させていただいたものであります。

制度的には、アナログ的な対応もできるわけですがけれども、当然、システムを購入して対応するほうが効率的ということもありますので、上げさせていただいたものであります。機器自体については、市町村の費用の負担になります。作業については、町のシステムの請負業者という形の中で対応できるというものであります。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 14ページ、6-1-4の19節耕作放棄地再生利用対策事業費補助金の増額です。

当初予算におきましては、平成25年度の事業費を基準に200aを800万円の事業費で算出いたしました。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の補助の割合ですから、800万円の4分の1の200万円を当初予算に計上させていただきました。今年度の申請見込みが230a、2,000万円の事業費が見込まれることになりましたので、町の予算額を2,000万円の4分の1

の500万円と見積もりまして、今回300万円の補正予算をお願いするものです。

新規就農者からの申請は、今のところ出ておりません。

15ページ、6-2-2、19節森林整備地域活動支援事業費補助金の増額をお願いします。この事業は、森林経営計画作成について支援するものです。今回の森林経営計画の作成は、有限会社ヤナザイが壺町河内地内の森林を調査し、所有者を取りまとめて森林整備をしていく計画を作成するものです。これによりまして、計画的に森林の手入れを進めることができます。補助金ですが、ヘクタール当たり8,000円の定額でありまして、80haを予定しておりますので、64万円の補正をお願いするものです。国・県の補助4分の3の48万円がありまして町の実質的負担は16万円となります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 8-2-1、道路維持費についてです。

増額補正をお願いしました1,281万円の算出根拠としましては、昨年度の8月から3月までの実績額を根拠としております。実施箇所は、各地区の要望のうち早急に対応すべき箇所、また道路の安心・安全な通行を確保するための維持管理が必要な箇所になります。本年度、各地区から要望をいただいている件数は、国道、県道を含めると約160件ほどになります。その内容はこの小規模修繕業務で対応できるものばかりではありません。その要望の緊急性を考慮し、対応させていただきたいと考えております。要望の一覧につきましては、まだまとめておりません。

次に、8-2-2、道路新設改良費の116万円の説明です。目的は、町道下泉河内川線の拡幅改良になります。この道路は、現況約1.8m程度の幅員しかありません。そのため車両の通行に支障を来している状況です。この道路を改良することにより、桃沢川から沢脇間の移動が容易になり、地区の利便性が向上するものと考えます。購入面積は、山林440平米、単価につきましては、川根本町土木事業施行要綱の用地補償費額基準により補償させていただきます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 続きまして、教育費、教育諸費の若者交流センターの設計監理業務委託料220万円の増額の理由、そしてセンターの管理運営方法はどのようなものかということの御質問だと思いますが、まず、設計監理業務委託料の増額につきましては、当初契約時に計画をしていました部屋数の増加等による施設の建設面積が増えたため、それと御指摘のとおり、施設の山側に擁壁をつくることとなったために設計監理業務委託料が増加したものであります。

また、センターの管理運営につきましては、現在、先日も全協でお話をさせていただきましたけれども、現在検討中でありまして、業務委託という方法が最もよい方法ではな

いかというふうに、今検討をしております。また、管理運営方法等に関する条例につきましては、12月議会に上程をさせていただいて御審議いただくとともに、関連の規則あるいは施設内のルールづくりもあわせて定めていかなければならないと考えております。

なお、入居する川根留学生につきましても、教育的な配慮も含めて当番制などによって施設の清掃等を担っていただくこともあわせて検討すべきであると考えているところであります。

さらに、維持管理経費につきましては、今後、詳細設計完了後、必要経費をシミュレーションさせていただいて、平成28年度予算に計上させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上であります。

○議長（中田隆幸君） 再質問はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 16ページの8-2-2の道路新設改良費116万円についての説明なんですけれども、目的が車の通行に不便を来しているというような説明だったかなと思うんですけれども、私の勘違いでなければ、余り車が日常通らないようなところだと思うんですけれども、不便を来している状況というのをちょっと教えていただきたいと思います。それだけよろしくお願いします。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） その道路の北側、野志本側は広がっています。現況の道路が幅員がないということで、利用がないというよりも通りにくいということで利用できない現状です。ですので、それを広げれば、利用していただいて利便性が増すというふうに考えています。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 道ができれば、広がれば利便性が増すから、現状は通れない状態だから余り使わないんだろうという説明ですよね。利便性を高めるんだということなんですけれども、今まで広げていなかった理由が、結局あの奥というのは、ケーブルテクニカより奥というのは、そんなに山に仕事に行くのに使うのかなというぐらいですけれども、何か利用の目的があるようにも聞いていますけれども、それは言えないのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 利用の目的というか……

○10番（鈴木多津枝君） 上の。

○建設課長（大村浩美君） 上じゃないです。ケーブルテクニカの東側というか横なので、沢の上流に向かって行くのではなくて桃沢川と沢脇の間を結ぶ道路になりますので。

○10番（鈴木多津枝君） わかりました。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は、既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今の16ページの8-2-2なんですが、これに直接は関係ないんですが、拡幅改良の場合、町道は5mもできるかどうか、再度ちょっと確認をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 現在、そこに接続して改良済みのところが側溝を含めて5m、道路としては3mですけれども、側溝を含めて5mありますので、道路敷として5m今回買わせていただいて、実際の道路としては3mプラス側溝、あとは保護路肩という形になりますので、全てその5mが道路幅ということではありません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第48号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第49号 平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（中田隆幸君） 日程第4、議案第49号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

歳出について、まず最初にお聞きします。

4-1-1の基金積立金100万円の増額ということですが、基金残高は26年度末で

決算書を見ましたら1,310万円ということになっていきますので、合わせると現在の基金残高は3,220万円になると思うんですけども、これでいいでしょうか。

それから、第7期と書きましたけれども、これ6期の間違いです。第6期介護保険事業計画の値と計画値と比べて、その基金の額というのは、1年目ですので3分の1ですかね、積み立てておかなければいけないと、保険料いただいた分の、というふうになるのかなと思いますけれども、そういう計画値と比べてどうなのか説明をお願いいたします。

それから、7-1-1の一般会計繰出金の148万6,000円というのは何の分かということで、説明がよくわからなかったんですけども、何かを差し引かず繰り入れたため戻すという説明だったんですけども、これについて説明をお願いいたします。

監査委員が何でもわかっているもので、横から説明してくれてどうしようもありません。

7-2-2の国庫支出金と返還金1,665万2,000円について、26年度の介護給付金が超過となったので返還するという説明だったんですけども、26年度の保険給付費は予算額で1億7,660万円に対して決算額は10億7,536万円で、確かに予算のときは減っています。でも、1億円を超すここで不用が出ているわけですけども、国庫支出金も県支出金も国が800万円減、県が2,000万円減になっていて、既にもう減額を決算でしているわけですけども、さらにこれよりもらい過ぎていたということなんででしょうか。給付費の見積もりが多過ぎたのではないかと、第6期の計画の給付費見積もりを多くし過ぎるような影響がこのことによって出ているのではないかと心配になるわけですけども。何せ県内で一番上がったわけですから。保険料が必要以上に値上げされてはいないかということで、心配なのでお聞きいたします。

それから、歳入のほうで4-1-1の支払基金交付金で介護給付費交付金が過年度分で129万4,000円の増額になっています。歳出では、24万5,000円の返還金が出ているわけですけども、同じ年で増えたり戻したりということについて、どういうことなのか説明を求めます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の4点の質問に対してお答えをさせていただきます。

まず第1点目、4-1-1、基金積立金100万円増額の件でございますけれども、今回の100万円の増額補正で本年度の基金積立金予算額は1,909万7,000円の予算額となります。本年度給付費の増加等により、この基金積立金を取り崩す事態が生じなければ、本年度末で基金積立金は、議員がおっしゃるとおり3,220万円となります。この金額は、今回の第6期、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画中の給付費の支払いに対応するための積立金であり、適正であるというふうに考えております。

2点目、一般会計繰出金148万6,000円は何の分かという御質問でございました。これにつ

きましては、平成26年度に補正予算にて、介護保険システム改修費補助金148万5,000円の交付を受けておりましたが、その金額を差し引かず一般会計から介護保険のほうへ繰り入れてしまったものでございまして、その金額について一般会計へ戻しをするというものでございます。なお、1,000円につきましては、一般会計から年度末、精算の繰り入れをした後、滞納保険料の納入があつて、その滞納保険料をいただいたときの督促手数料1,300円の納入がございました。この督促手数料については一般会計に繰り入れるべきものでございまして、今回の補正でシステム改修費補助金分148万5,000円と督促手数料分1,000円、合わせて148万6,000円を一般会計へ繰り出すものであります。

3点目でございます。国・県支出金と返還金の件でございますけれども、今回の増額補正につきましては、平成26年度の介護保険事業における介護給付費分と地域支援事業分の精算により、超過交付となった分を返還するためのものでございます。内訳としましては、介護給付費分として国庫返還金が1,065万9,706円、県返還金が444万1,870円、地域支援事業分として国庫返還金が87万559円、県返還金が43万5,280円、支払基金への返還金が24万5,226円、合計で1,665万2,641円を返還する必要があるため、国・県支出金と返還金を1,640万7,000円、支払基金への返還金を24万5,000円、合わせて1,665万2,000円の増額をお願いするものでございます。

介護給付費における国・県支払基金の負担額は、各負担割合で給付費に応じて交付されることになっております。その負担額は、国・県支払基金においてそれぞれ近年の給付額の状況で当初の給付額を算定し、交付額を決定します。その後、当該年度の給付状況で再算定が行われ、追加交付や減額が行われるものです。このように、交付決定額は、町の予算額に応じて算定、決定されるものではなく、国・県支払基金が独自に算定、決定をするものであります。このため、今回補正をお願いする返還金についても、町の給付費の見積もりや予算額が多過ぎたために過剰交付になったというものではございません。なお、第6期の給付費額については、国の示したワークシートを用いて近年の給付状況を勘案し算出しており、その結果から今回の保険料を導き出したもので、適正なものであるというふうに考えております。

4点目でございます。支払基金の交付金129万円と24万5,000円の返還金ということでございますけれども、129万4,000円の歳入につきましては、介護給付費分の支払基金からの不足分の増額補正でございます。歳出の24万5,000円は地域支援事業費分、これの部分について超過交付となったところの返還金ということでございます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第49号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第50号 平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(中田隆幸君) 日程第5、議案第50号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第50号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部……

(「議長、動議です」の声あり)



◎意見書提出の動議

○10番(鈴木多津枝君) 初日の前の25日の議運に私が出しました意見書案文ですけれども、きょうのこの議会で取り扱いを決めていただかないと、国の状況から見ても、もう最終日の30日では間に合わない状況になっています。安全保障関連法、14日以降、17日ですか、採決をするというふうなニュースも出されていますので、ぜひ暫時休憩をして議運を開いていただき、取り扱いを決めていただきたいと思いますけれども。動議の理由はそうです。

○議長(中田隆幸君) それでは、暫時休憩をして、全協を開催したいと思います。

(「動議の成立は諮らなくていいんですか」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 動議の採決をとりたいと思います。

動議に賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 動議が成立しましたので、議運を開きたいと思います。

それまで暫時休憩をお願いいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午後 零時02分

○議長(中田隆幸君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど、鈴木議員から意見書に対する緊急動議がありました。緊急動議の結果、議運、全協を行いまして、意見書を出すことはなくなりました。

鈴木議員。

○10番(鈴木多津枝君) 先ほど私が動議を出したのは、動議ということで皆さんに採決を諮ったのは、動議の成立の採決を諮られたと思うんですよ。それで、その後、動議が成立したわけだから、私が提案理由の説明を本来なら議長が求めてやらせてもらえるわけですけれども、暫時休憩にしたので、提案理由の説明も何も述べていません。確かに議運とか全協では説明をしましたが、本会議ではその順序がとられていないので、ぜひ提案理由の説明をさせていただきたいと、順序にのっとりやっていたきたいと思います。

○議長(中田隆幸君) それでは、提案理由を求めます。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

先ほど休憩前に私が提出した動議が賛成多数で成立しましたので、これから提案理由の説明をさせていただきます。

その前に議運、全協も開かれまして、私の考え方、皆さんの御意見もいろいろ出されたわけですけれども、私は今開かれている国会で会期末の27日ですか、もう本当に迫っているんですけれども、それを目指して自民党、公明党、政府与党が採決を14日あるいは17日ぐらいにやるんだというこの安全保障関連法案、そういう緊迫した状況になっています。

それで、議長が、計画としては、きょうの午後に議運を開いてみんなで協議をして、意見書を出すか出さないかを協議するという一日の日に言われたんですけれども、でも、それではもうきょうの本会議は、先ほど議長がこれで閉会しますということをお願いしたので、それではもう30日しか本会議がないので間に合わないということで、私は動議を提出しました。

そして、この出した意見書案文ですけれども、議長に届けて皆さんに配っていただいた意見書案文ですけれども、これに対して言葉が「廃案を求める」という言葉では賛成できないけれども、しかねるけれども、「慎重審議を求める」ということだったら賛成できるよという御意見を休憩に入ったときに何人かの議員さんに言われたものですから、私はぜひ廃案を求めるということを、今国会での採決はやめて慎重な審議を尽くすことを求めるという意見書に変えて出したいと思います。

そういうことで、意見書案文を読んでいただければわかるんですけれども、その意見書案文の中にも同じように「速やかなる廃案」というふうな言葉が書いてありますけれども、そこを「今国会での採決はやめて慎重な審議を尽くすこと」と、それから、「憲法違反の平和安全法整備法」というふうには、「平和安全保障整備法」というふうに書いてあるんですけれども、それを憲法違反と決めつけるのではなくて、そういう指摘もあるというふうに書いてほしいという御意見もありましたので、そういうふうに変えて、皆さんの多数が得られる形で意見書を出せるようにしていただきたいと思います。それが私の提案理由です。

○議長（中田隆幸君） その理由で、先ほど全協を開きました結果、6対5で、全協では、一人でも反対者がいた場合は、提案が出せませんので、意見書は。なのでこの件は最初の言葉で否決したということでございます。

いいですかね、鈴木さん。10番、鈴木多津枝さん。

○10番（鈴木多津枝君） もう一度、緊急動議を出します。

動議の成立を諮ってください。

○議長（中田隆幸君） どういう理由ですか。先に。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど、ただいま述べました意見書案文を変えられないというものですから、そうではなくて、皆さんの意見を取り入れて、皆さんに今配っていただいた、事務局をお願いして配っていただいた、今国会での採決はやめて慎重な審議を尽くすことを求めるという意見書に変えて提出をしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） ただいまの鈴木多津枝君から意見書の動議が提出されました。この動議には、賛成者が一人欲しいことになっていますので、賛成の方は一人挙手をお願いします。

（何か言う者あり）

○議長（中田隆幸君） 修正したほうで賛成の方一人、はい、5番、中澤莊也君。

それでは、動議を受け付けますので、今から動議を議題として採決をします。

この動議を受ける、出すというのに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立5名です。

これで否決されましたので、この動議は否決とさせていただきます。



◎散 会

○議長（中田隆幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

9月30日午前9時、本会議を開会します。一般質問、決算特別委員会報告及び認定第1号から第7号の討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 零時09分